

日・フィリピン経済連携協定の締結に伴う国内法令整備

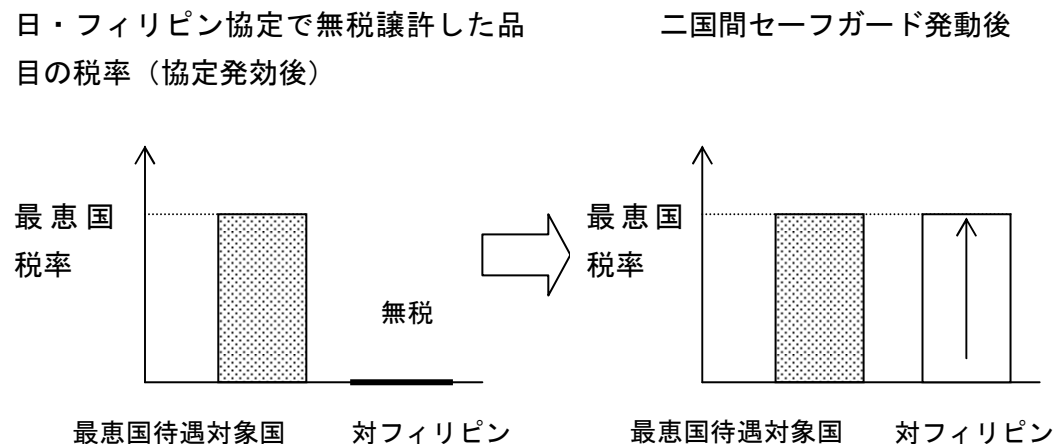
○ 日・フィリピン二国間セーフガード制度

関税の撤廃・引下げによるフィリピン産品の輸入の増加が原因となって、国内産業に重大な損害を与える場合等に、フィリピン産品の関税率を引き上げること等ができることとするため、日・フィリピン二国間セーフガード制度に関する規定を整備する。

○ 対フィリピン関税割当制度

一定の数量を限度として関税の撤廃・引下げをする品目（生鮮パイナップル、マスコバド糖、鶏肉等）については、当該数量の範囲内の輸入に限って、協定に基づく税率を適用することとするため、対フィリピン関税割当制度に関する規定を整備する。

日・フィリピン二国間セーフガード措置



関税割当制度の仕組み

